

はじめに

平成26年1月20日に、我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年4月1日からは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。こうした流れの中で、今後は、障害者の権利の保障に向けた施策が強化され、共生社会の形成に向けた取組が一層推進されることとなります。

特別支援教育においても、平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」と題する報告がありました。

その中で、今後の特別支援教育の推進・充実のためには、「様々なセンター的機能を有する特別支援学校が、地域内にある教育資源を組み合わせ、それぞれの役割分担を地域別や機能別といった形で明確にし、学校間のネットワークを構築した上で、その機能の一層の充実を図るとともに、教職員の専門性のさらなる向上が必要である」と述べられています。

このことを受けて、「特別支援学校のセンター的機能充実事業」がスタートしました。研究の目的は、地域の障害のある児童・生徒のニーズを把握した上で、外部人材を活用して特別支援学校の機能強化を図りセンター的機能を高めることにより、地域の小中学校等の特別支援教育の充実を図っていくというものです。

千葉県では、市川市と船橋市を指定して本事業を進めてまいりました。その成果を示すために昨年度は、「外部人材活用事例集」を発刊し、平成27年度は、研究開始から3年目のまとめとして、成果報告書を発刊することとしました。成果報告書のポイントとして、外部人材をどのように活用して特別支援学校の専門性を高めてきたか、特別支援学校のネットワークを構築し、各特別支援学校の役割を明確にした上で、それぞれの専門性を活かした機能的かつ効果的な取組をどのように工夫したか、また、外部人材の専門的な視点をどのように教育活動に生かし、小中学校等への支援を広げてきたかといった、特別支援学校のセンターとしての機能の一層の強化を図ってきた取組を読み取っていただけるものになっていると思います。

この成果報告書を、今後の実践に生かしていただければ幸いです。

最後になりますが、本事業の推進にあたり、御協力いただきました関係者の皆様方に心より感謝申し上げます。

平成28年2月

千葉県教育委員会